

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年12月5日(月)午後1時26分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

| | |
|-----|-------|
| 1番 | 村田正己 |
| 2番 | 山口吉広 |
| 3番 | 久乗清和 |
| 4番 | 上田幸子 |
| 5番 | 上田隆健 |
| 6番 | 中村日出美 |
| 7番 | 田中壽嗣 |
| 8番 | 内田裕夫 |
| 9番 | 石塚義博 |
| 10番 | 辻村忠雄 |
| 11番 | 南和弘 |
| 12番 | 芳川清志 |
| 13番 | 林勉 |
| 14番 | 森一博 |
| 15番 | 井上文彦 |
| 16番 | 神原均 |
| 17番 | 内田孝司 |
| 18番 | 川嶋久治 |
| 19番 | 吉田武 |
| 20番 | 林吉一 |

4. 会議録署名委員

| | |
|-----|-----|
| 13番 | 林勉 |
| 14番 | 森一博 |

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|------------|---|---|---|---|---|
| 農業委員会事務局局長 | 山 | 澤 | 貴 | 志 | 子 |
| 農業委員会事務局 | 藪 | 内 | 雄 | 基 | |
| 農業委員会事務局 | 高 | 橋 | 華 | 寿 | 紀 |
| 農業委員会事務局 | 三 | 宅 | 七 | 聖 | |

6. 議 事

| | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可) |
| 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による(一時転用) 許可申請に対する意見について (4条一時転用許可) |
| 議案第3号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の 確認について(納税猶予(出口)) |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定に ついて(利用権設定) |
| 報告第1号 | 農地の使用貸借解約通知書について (使用貸借の合意解約) |

7. 会議の経過

(事務局長)

改めまして、皆さまこんにちは。時間より少し早いんですが、皆さまおそろいになられましたので、これから令和4年第12回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる11月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をさせていただきます。

6番 中村委員

7番 田中会長

9番 石塚委員

20番 林吉一委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

それでは、資料に基づきまして進めてまいりたいというふうに思います。本日の議案は、

- | | | |
|-------|---|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可) | 3件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による(一時転用)許可申請に対する意見について (4条一時転用許可) | 1件 |
| 議案第3号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について(納税猶予(出口)) | 4件 |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) | 7件 |
| 報告第1号 | 農地の使用貸借解約通知書について (使用貸借の合意解約) | 1件 |

(会長)

以上でございます。よろしくお願いをいたします。それではまず、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。13番の林勉委員、14番の森委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号から進めてまいります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員から、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号36から受付番号38の案件につきまして、現地調査の結果を報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは続きまして、ただ今の現地調査の報告を受けまして、議案第1号受付番号36について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号36について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらは同一世帯内での生前贈与の案件になります。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第1号受付番号36、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。生前贈与です。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号36を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号37につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号37について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件も同一世帯内での生前贈与の案件になります。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番37、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

引き続き生前贈与の案件です。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号37を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号受付番号38に入ります。まず、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号38について、議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件も同一世帯内での生前贈与の案件になります。

(事務局)

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書6ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号38につきまして、何かご意見ご質問はございませんか

引き続き、生前贈与の案件です。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号38を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による(一時転用)許可申請に対する意見について、4条の一時転用許可を議題といたします。

それではまず、議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告から調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号1につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号1について、議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。現在、いちごを栽培されているハウスで観光農園を行うため、開催期間の1月から6月の期間限定で、ハウス前のスペースを客用駐車場

(事務局)

として利用したいというものです。7月以降は客用駐車場として利用せず、現状どおり農地に戻すということになります。農地の扱いについてですが、本日お配りさせていただいている、資料Aのほうをご覧ください。こちらの資料は、農林水産省からの通知ですが、その農地の農作物の栽培のため、必要不可欠な通路等の用地は農地法上、農地として取り扱って差し支えないものとなっております。また、こちらの農地は農振農用地ですので、通常であれば農地転用が認められない場所なのですが、一時的な転用であれば例外として認められるというふうな案件になります。なお、観光農園の営業計画書をご提出いただき、客用駐車場として、利用が一時的であることや利用目的に必要な最小限の面積であることを確認をしています。

また農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書8ページから10ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページと5ページをご覧ください。5ページについては、土地利用計画図となっております。そちらの図のとおり、ハウスの北側に普通自動車11台分の客用駐車場とするということになります。なお、忙しい時期など来客数が増えると思われる時にも、農道に停車車両が並ぶようなことがないように交通誘導するとお聞きしています。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号1につきまして、ただ今、事務局から説明がございました。この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

一時転用の案件ですが、よろしいですか。特に、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1に許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

(会長) 続きますして、議案第3号に入ります。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予の出口ですね、を議題とします。

それでは、議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員から、お願いをいたします。

(●●委員) 議案第3号受付番号15から受付番号18の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本該当地におきましては、特に問題ないものと思われれます。

(会長) それではまず、議案第3号受付番号15につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第3号受付番号15について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第3号受付番号15の案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号15について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きますして、議案第3号受付番号16について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号16について、議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号16につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号16について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をします。

続きまして、議案第3号受付番号17につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号17について、議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号17につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号17について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号18について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号18について、議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページと10ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号18につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号18について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それではまず、議案第4号について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●委員)

議案第4号受付番号83から受付番号89の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号83の●●●●●については、少し草が生えておりましたが、借り手が容易に除草できる範囲であるため、特に問

- (●●●委員) 題ないものと思われます。
その他の該当地については、特に問題ないものと思われます。以上でございます。
- (会長) 続きますして、議案第4号受付番号83から受付番号85は、借手が同じですのでまとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。
- (事務局) まず、議案第4号受付番号83について、議案書15ページをご覧ください。
次に、議案第4号受付番号84について、議案書16ページをご覧ください。
最後に、議案第4号受付番号85について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書18ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページ、12ページ、13ページをご覧ください。12ページの上のほうの写真ですが、先ほどの現地調査の報告で少し草が生えていた所になるのですが、現地調査後に事務局で確認させていただいたところ、草刈りをされていたので、ご報告をさせていただきます。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) 議案第4号受付番号83から受付番号85につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第4号受付番号83から受付番号85について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長) 続きますして、議案第4号受付番号86に入ります。それでは、受付簿の86について、事務局から説明を願います。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号86について、議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書20ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号86、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。議案第4号受付番号86について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きますして、議案第4号受付番号87について、事務局から説明を願います。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号87について、議案書21ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。借り手の方は以前、●●●●●で従業員をされていた方で、今年の春から独立して農業をされているとうかがっております。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書22ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号87につきまして、何かご意見ご質問等
はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようございま
す。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号87につい
て、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたし
ます。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号88につきまして、事務局
から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号88について、議案書23ペ
ージをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農
業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書24ペ
ージをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ペ
ージをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号88、この案件につきまして、何かご意
見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようございま
す。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号88につい
て、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたし
ます。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長) 続きますして、議案第4号受付番号89について、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号89について、議案書25ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書26ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号89について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

採決に入ります。議案第4号受付番号89について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日より予定をしておりました、審議案件につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入りたいと思います。

報告第1号農地の使用貸借解約通知書について、受付番号4について、事務局から説明を願います。

(事務局) それでは、報告第1号受付番号4について、議案書27ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

本件につきましては、令和4年11月8日付けで会長専決いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号4の報告がございました。この案件につきまして、何かご意見ご質問等あれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようなので、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後1時54分 終了 —————